

漁町住居表示事業に関するQ&A

●住居表示事業について

Q	住居表示を実施するメリットは何ですか？	A	漁町は土地の地番を住所として使用していますが、土地の数が500筆以上あり地番が連続して並んでいない場所もあります。そこで、住居表示事業により順序良く住所を付けることで、住民のみなさまにとっても、住民以外の方にとっても住所が特定しやすくなるというメリットがあります。
Q	漁町で住居表示事業を実施するにあたり、他の地区が漁町に編入されることはありますか？	A	今回の住居表示事業で他の地区を漁町に編入することはありません。
Q	現地調査が行われるときはどのように住民に周知されますか？	A	現地調査の時期が近づきましたら、町内会を通じた文書の配布や市広報やホームページによる周知を予定しています。
Q	現地調査のとき自宅に不在の場合はどうなりますか？	A	訪問時に不在の場合は後日改めて訪問することを考えています。現時点で具体的な方法については決まっていないので、現地調査の周知文書に掲載するなどしてお知らせします。

●新しい住所について

Q	新しい住所（漁町〇丁目〇番〇号）はいつ頃わかりますか？	A	住居表示実施日前、2週間～1か月の間に「住居表示決定通知書」でお知らせする予定です。
Q	新しい住所の住民票はいつから取得できますか？	A	住居表示実施日の翌日から発行できる予定です。
Q	住民票の住所欄はどのように表示されますか？	A	住居表示事業で住所が変わった場合、住民票の住所欄は下記のように表示されます。 漁町〇丁目〇番〇号 漁町〇〇番地〇 また、窓口でお申し出いただくことにより、備考欄に住居表示実施日を表示することもできます。 なお、コンビニで住民票を取得した場合は漁町〇丁目〇番〇号のみ表示されます。
Q	インターネット上の地図については、いつから新しい住所に変わりますか？	A	市ではわかりません。地図情報サービスの運営会社が定期的に更新していると伺っています。

漁町住居表示事業に関するQ&A

●住所変更の手続きについて

Q	住居表示実施前に住所変更の手続きをすることは可能ですか？	A	住居表示実施前に住所変更の手続きをすることはできません。住居表示実施後にお願いいたします。
Q	マイナンバーカードの住所変更手続きは期限がありますか？	A	期限はありませんが、住民票の住所とマイナンバーカードの住所に相違が生じますので、お早めに手続きをお願いいたします。
Q	マイナンバーカードの住所変更手続きは家族の分も代理でできますか？	A	同一世帯の方であれば代理で手続きできます。そのときにマイナンバーカードの暗証番号が必要になりますので事前にご確認ください。
Q	運転免許証の住所変更手続きは恵庭交番でできますか？	A	恵庭交番、恵み野交番でも免許証に印字されている住所の書き替えはできますが、中のICチップの書き換えができないため、後日、千歳警察署での手続きが必要になります。
Q	運転免許証の住所変更手続きは札幌の運転免許試験場でできますか？	A	千歳警察署のほか、札幌市手稲区の運転免許試験場、中央区および厚別区の優良運転免許更新センターでも手続きできますが、千歳警察署の方が住所変更手続きに慣れているようです。
Q	年金に加入中の場合は住所変更手続きが必要ですか？	A	国民年金に加入している方（自営業者、学生など）は原則手続きは不要です。厚生年金に加入している方（会社員、公務員など）は勤務先で手続きをしてください。
Q	年金を受給中の場合は住所変更手続きが必要ですか？	A	国民年金、厚生年金を受給している方は原則手続きは不要です。共済年金、企業年金を受給している方は各共済組合、企業年金連合会で手続きをしてください。
Q	市役所以外での住所変更手続きには必ず「住居表示決定通知書」や「住所の表示変更証明書」が必要ですか？	A	市役所以外での住所変更手続き方法につきましては各会社にお問い合わせください。基本的には市が交付する「住居表示決定通知書」や「住所の表示変更証明書」をご用意ください。
Q	住所変更を知らせるハガキで銀行や保険会社等の住所変更手続きはできますか？	A	ハガキは親戚やお知り合いの方に住所変更を知らせるためのものですので、銀行や保険会社等の手続きは各会社が定める方法にしたがって手続きをお願いいたします。
Q	住所変更を知らせるハガキが足りなくなった場合、どうすればいいですか？	A	最初に50枚（事業所は100枚）配布いたします。足りなくなった方には追加で配布する予定ですが、数に限りがありますので必要な分だけお渡しできるとは限りません。

漁町住居表示事業に関するQ&A

●土地・建物の登記について

Q	土地・建物登記の住所変更手続きは期限がありますか？	A	令和8年4月1日から住所変更の申請が義務化されます。今回の住居表示事業による住所変更のように、令和8年4月1日より前に住所変更した場合は、令和10年3月31日までに申請する必要があります。
Q	漁町外に土地や建物を所有している場合はどうすればいいですか？	A	土地や建物を管轄する法務局で手続きをお願いいたします。
Q	登記簿の住所変更の手続きをするのに費用はかかりますか？	A	住居表示事業による住所変更については、市が交付する「住居表示決定通知書」や「住所の表示変更証明書」を提出することで登録免許税はかかりませんが、過去の住所変更や氏名変更などその他の手続きも併せて行う場合は登録免許税がかかります。また、司法書士等に手続きを依頼する場合は、代行手数料がかかります。

●その他

Q	住所変更にかかる費用について市から助成はありますか？	A	市からの助成はありません。これまで住居表示事業を実施した地区でも市からの助成はありませんでしたので、事業の趣旨をご理解のうえ事業実施にご協力をお願いいたします。
Q	現在、住所を載せた表札を自分で作成して使用していますが、それはどうなりますか？	A	新しいものを作成していただくか、市が配布する「住居番号表示板」をご使用ください。